平成30年度答申第52号 平成30年11月27日

諮問番号 平成30年度諮問第49号(平成30年11月7日諮問)

審 杳 庁 厚生労働大臣

事件名 特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

## 理由

#### 第1 事案の概要

- 1 関係法令の定め
  - (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)は、①中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者、②中国の地域以外の地域において①に規定する者と同様の事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を「中国残留邦人等」と定義している(2条1項)。
  - (2) その上で、永住帰国した中国残留邦人等(明治44年4月2日以後に生まれた者であって、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。)であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの(同

日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。)に係る昭和36年4月1日から初めて永住帰国した日の前日までの期間(20歳に達した日前の期間及び60歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの期間のうち、支援法13条1項に規定する永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。)については、政令で定めるところにより、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)1条の規定による改正前の国民年金法(昭和34年法律第141号)による被保険者期間(以下「旧被保険者期間」という。)又は国民年金法7条1項1号に規定する第1号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす旨の特例を定めている(支援法13条1項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)1条1項)。

そして、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号。以下「支援法施行規則」という。)13条の2において、上記の「厚生労働省令で定める者」は、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等(永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。)であって、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとすると定めている。

(3) また、支援法は、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した、明治44年4月2日以後に生まれた者であって、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する60歳以上の中国残留邦人等であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの(同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者を含む。)を「特定中国残留邦人等」というと定義し、国は、この特定中国残留邦人等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定中国残留邦人等の旧被保険者期間及び昭和60年法律第34号附則8条2項に規定する厚生年金保険の被保険者期間並びに国民年金法による被

保険者期間に応じ、政令で定める額の一時金を支給することとしている(支援法13条1項、2項、3項)。

上記の「厚生労働省令で定める者」は、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等(永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。)であって、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとされている(支援法施行規則13条の2)。

(4) 上記の一時金(以下、単に「一時金」という。)の支給を受けようとする者は、「氏名、性別、生年月日及び住所」、「初めて永住帰国した日」など所定の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならないものとされ(支援法施行規則13条の3第1項)、申請者が昭和22年1月1日以後に生まれた者であるときは、申請書に、申請者が上記(2)に規定する中国残留邦人等に該当することを明らかにすることができる書類を添えなければならないものとされている(同条2項6号)。

### 2 事案の経緯等

各項末尾掲記の資料によれば、本件の事案の経緯等は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、昭和25年a月b日、中国A市において、日本国民として本邦に本籍を有する父故P(中国名 P')及び母故Q(中国名 Q')の三男として出生した。

(除籍謄本(筆頭者:P))

(Pの就籍許可審判書)

(中華民国の戸籍(戸長:R))

(2) 審査請求人は、昭和61年1月3日に永住帰国した。

なお、故Pは昭和60年1月20日に、姉S(昭和20年c月d日生)は昭和62年12月15日に、次兄丁(昭和23年e月f日生)は昭和58年9月23日に、それぞれ永住帰国した。

(Pに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(Sに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(Tに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(審査請求人に係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

(3) 厚生労働大臣は、平成21年11月27日付けで故Pに係る、平成24年

3月29日付けでSに係る、同年5月30日付けでTに係る一時金支給をそれぞれ決定した。

(Pに係る支給決定通知書)

(Sに係る支給決定通知書)

(工に係る支給決定通知書)

(4) 審査請求人は、平成27年3月5日、厚生労働大臣(以下「処分庁」という。)に対し、一時金申請書を提出した(以下「本件申請」という。)。

(特定中国残留邦人等に対する一時金申請書(審査請求人作成))

(5) これに対し、処分庁は、平成29年5月18日、却下通知書(平成29年4月24日付け)によって本件申請を却下し(以下「本件却下処分」という。)、通知書と併せて同日付けの書面で、審査請求人に対し、却下の理由を、「法第13条第3項に定める一時金の支給を受けるためには、昭和25年1月1日以後に出生した方については、ソ連参戦以後の引揚困難事由(留用、中国内戦、中国政府による帰国の不許可など)の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。あなたは、父:P様、母:Q様の三男として昭和25年a月b日に中国で出生し、両親に養育されていました。あなたの両親の残留状況は、ソ連参戦以後の引上困難事由の影響により、引き続き中国の地に残留することを余儀なくされたものであったとは認められず、よってあなたは、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるもの」とは認められませんので却下となったものです。」と説明した。

(却下通知書)

(一時金の「却下通知書」における却下事由の内容(厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室作成、平成29年4月24日付け))

(6) 審査請求人は、平成29年8月16日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、平成30年11月7日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

3 本件審査請求の要旨

審査請求人の主張する審査請求の趣旨及び理由は以下のとおりである。 私は歴史によって作った日本人です。物心のついた時、私は年輩の方と周囲 の人から、私の家族は日本の血統がある家族である事と知っています。帰国まで各種の社会波風に絶えず生活して来ました。日本自分の祖国は30年近く不安定の中で揺れ動き、生活していました。大和魂は私に大きい力を与えてくれました。

両親二人は私を養育して、しかし当初二人自身も日本に戻ることができませんので、自分も一般人の違った待遇と受けることで、両親はほとんど自分の次世代を育成することができませんでした。私はこの時代中国で生活する経歴により、同じく深く体験しました。私は、18歳はすぐB地へ田舎で農民と同じくらい仕事して生活しました。知識が必要な年で勉強の機会はうけられません。日本に帰られた後に、技術がなくて、同じく日本語を自由に運用できません。

私が若い時は、日本血統が持つ1代と一緒に、ずっと日本に早く戻ると期待して、当時、私と日本へ先に帰ることができるUは結婚して、戻った後に、すぐ必死に方法を考えて私の父が少し早く日本に戻って、自分自身の本当の根を探し当てさせます。

日本に戻った後、私は両親の教え言う事を聞いて、戦後に日本に居残る国民のようで、自分に頼り、頑張ります。しかし、言語上の障害は自分に順調に仕事させることができなくて、家族の扶養、生存発展は順調にできませんでした。

現在では、私は独身で、何回心臓の手術後、正常に日を過ごすように回復することができません。医者配慮のように、ちょっと気分が悪いと感じるなら、 急遽病院を探して行きます。更に、安定な家庭も出来なくなりました。

私は残留中国日本人として、両親が正式に自身の生まれた日本に帰られて、 私の入籍ことは確定しました。規定に従って、私は戦後自己の責任によらない で中国に生活して帰国した残留邦人ですので、私は日本政府より特別に制定し た中国残留邦人支援法の規定に従って厚生省に申請を出し、そして、厚生大臣 に私の実情に鑑みて、合理的支援を与えていただけるように要請します。

(審査請求書別紙)

#### 第2 諮問に係る審査庁の判断

支援法施行規則は、「法第13条第1項に規定する厚生労働省令で定める者は、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等(永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。以下この条において同じ。)であって、その生まれた日以後中国の地域又は樺太の地域その

他の中国の地域以外の地域においてその者の置かれていた事情にかんがみ、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして厚生労働大臣が認めるものとする。」と定めているところ、処分庁においては、昭和25年以降に出生した中国残留邦人等については、平成27年1月16日第3次改正により定めた「昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等による「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第13条第3項の一時金の支給申請に係る事務処理方針」(以下「本件事務処理方針」という。)によって、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であること。」と定めて個々の引揚困難事由を考慮した上で一時金の認定を行うこととしている。

したがって、昭和25年a月b日に中国において生まれ、昭和61年1月3日に永住帰国し、その日から引き続き1年以上本邦に住所を有する審査請求人は、昭和25年以降の出生者であることから、一時金の認定に当たっては、立証資料に基づき、当時のソビエト社会主義共和国連邦(以下「ソ連」という。)参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものとして認められることが必要であり、その判断に当たっては、審査請求人を養育していた両親の事情も考慮すべきである。

この点、審査請求人は、戦後、両親は中華人民共和国が成立したことにより C地を離れることができなくなったこと及び父が長年の日本への帰国希望によ り日本国籍を得るため就籍の申立てをし、昭和62年4月に就籍許可審判を得 ている旨主張するが、本件の資料を精査したところ、審査請求人の両親がソ連 参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたことを 立証するに足る証拠資料は見いだせない。

一方、本件の資料からは、審査請求人の父が、終戦前は養父と同じ呉服販売をしており、戦後は会社員をしていたこと、終戦後の職は終戦前の職からの留用関連を示すものはなく、また留用されたとの申立てもないことが確認でき、審査請求人の両親についてソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと評価することは困難である。そのため、その両親に養育された審査請求人についても、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと評価することは困難である。

したがって、原処分は適正であって、これを維持することが妥当であるか

ら、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書においても、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下 処分が違法又は不当なものとは認められず、本件審査請求には理由がないから 棄却されるべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
  - (1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手続は次のとおりである。
    - ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、大臣官房総務課審理室長である $V_1$ (以下「審理員 $V_1$ 」という。)、同室総括審理専門官である $V_2$ (以下「審理員 $V_2$ 」という。)及び同室企画調整専門官である $V_3$ (以下「審理員 $V_3$ 」という。)を指名し、うち審理員 $V_1$ を審理員の事務を総括する者として指定した。
    - イ 処分庁は、平成30年2月2日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係 資料を提出した。
    - ウ 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、審理員 $V_2$ 及び審理員 $V_3$ の指名を取り消し、大臣官房総務課審理室総括審理専門官である $V_4$ 及び同室審理専門官である $V_5$ (以下「審理員 $V_5$ 」という。)を新たに審理員に指名し、平成30年4月2日付けで、その旨を審理関係人に通知した。
    - エ 審理員V<sub>5</sub>は、平成30年4月18日付けで、審理関係人に対し、審理 手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する 予定時期が同月25日である旨を通知した。
    - オ 審理員 $V_1$ は、平成30年4月25日付けで、審査庁に対し、「審理員 $V_1$ 」作成名義の審理員意見書を提出した。また、審理員 $V_5$ は、同日付けで、審査庁に対し、事件記録を提出した。

なお、本件申請から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下の とおりである。

本件申請 : 平成27年3月5日

本件却下処分 : 平成29年5月18日(本件申請から115週間)

本件審査請求受付(審査庁):同年8月16日

審理員指名 : 平成30年1月4日(審査庁受付から20週間)

審理員意見書提出 : 同年4月25日

諮問書提出 : 同年11月7日 (審理員意見書受付から28週間)

(2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、上記の審理員意見書には、作成名義人として「審理員  $V_1$ 」と記載されている。そして、同意見書の冒頭部分の末尾に「なお、本意見書は、審理員 $V_4$ 及び審理員 $V_5$ との合議によって作成したものである。」との記載があるが、同意見書の作成自体も審理手続終結時の審理員全員の共同によるものであるとするならば、その点を明確にしておくことが望ましく、作成名義人として全員の氏名を記載することが適切であると思料する。

また、上記(1)記載のとおり、審査庁が本件審査請求を受け付けてから審理員を指名するまでに20週間、また、審査庁が審理員意見書を受け取ってから当審査会に諮問するまでに28週間を費やしている。これらの各期間については、短縮化に向けて改善を図るべき必要があるものと考える。

その他の点については、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不 当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件却下処分の違法性又は不当性の有無について
  - (1) 支援法は、その目的を「今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に 引き揚げることができず引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なく された中国残留邦人等及びそのような境遇にあった中国残留邦人等と長年に わたり労苦を共にしてきた特定配偶者の置かれている事情に鑑み、中国残留 邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援を行うこと」と定め、①ソ連の対日参戦日である 「昭和20年8月9日」以後の中国の地域における混乱等の状況の下で本邦 に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住して いる日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親とし て同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者 並びにこれらの者に準ずる事情にあるものとして厚生労働省令で定める者、 ②中国の地域以外の地域において①の者と同様の事情にあるものとして厚生 労働省令で定める者を、「中国残留邦人等」と定義し、それらの者らの保護 を規定していることからすると、上記の「今次の大戦に起因して生じた混乱 等」とは、主として、ソ連参戦に起因して生じた混乱を指すものであると解 するのが相当であり、支援法2条1項1号にいう「中国残留邦人等」とは、 ソ連が参戦したことによる直接の影響として生じた混乱の下において、本邦 に引き揚げることなく引き続き居住することを余儀なくされた者に限らず、

国民政府軍又は中国共産党軍による留用による影響、中国の内戦による影響、集団引揚げ以外の個別引揚げが中国政府による帰国の不許可などにより 困難であったことによる影響などのソ連参戦以後の引揚困難事由に起因して、本邦に引き揚げることなく引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされた者も含むと解するのが相当である。

そして、支援法13条各項は、永住帰国して本邦内に住所を有する「中国残留邦人等」のうち、「特定中国残留邦人等」に限って国民年金の特例等の適用を受けるという特別の保護を与えることとし、その要件として、①明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた者と、②同日後に生まれた者とを区分し、①に当たる者については、同日までの間には中国の地域に居住していた者の大部分が引き揚げるに至っており、同日以前に生まれたが引き揚げるに至らなかった者については、それがソ連が参戦したことにより生じた混乱によること又はソ連参戦以後の引揚困難事由の影響によることが強く推定されることから、一律に特別の保護を与えることとし、②に当たる者については、その者が置かれていた具体的な事情によっては、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響の下において、本邦へ引き揚げることには困難があって引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされたという場合があることから、厚生労働大臣が、個々の事案に応じて、同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあると認める場合には保護を与えるものとしたものと解される。

この点、処分庁は、上記の事情にあると認められるか否かを判断するに当たっては、本件事務処理方針を定め、①支援法施行規則13条の3に定める申請書類が提出されていること、②申請日において60歳以上であること、③永住帰国者証明書等を交付されていることの各要件を満たすほか、④ a 昭和24年12月31日までに出生した者であること、又は④b 昭和25年以降に出生した者であって、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であることのいずれかを満たすことを要件として判断するとして、実質的に、一律に認める範囲を昭和24年12月31日までに出生した者にまで拡大して運用することとする一方、ソ連参戦から4年以上経過した昭和25年以降に出生した者については、個々の事案に応じて具体的に、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響の下において本邦へ引き揚げることには困難があって引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされたかどうかを判断する運用がされている。

昭和25年以降に出生した者についてのこのような運用は支援法及び支援法施行規則の趣旨に沿ったものというべきであるから、昭和25年a月b日に出生した審査請求人については、一時金の申請時に添付された資料等に基づいて、同人の置かれた事情を具体的に検討した上で、同人がソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められるか否かを実質的に判断する必要がある。

- (2) そこで、この点について検討する。
  - ア 審査請求人は、「両親二人は私を養育して、しかし当初二人自身も日本 に戻ることができ」なかった旨、また、「私は残留中国日本人として、 両親が正式に自身の生まれた日本に帰られて、私の入籍ことは確定しま した」と主張する。
  - イ しかし、処分庁が本件申請に係る審査に当たって作成した「昭和25年 以降に出生した者であって、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響によ り、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であること」の 調査書、故Pに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、 Sに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、及びTに係 る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書によれば、故Pは、 終戦前は養父と同じ呉服販売をしており、終戦後は工場勤めの会社員で あったことが認められ、中国政府によって留用されたために残留を余儀 なくされたような事実をうかがわせる資料も見当たらない。

また、上記調査書及び故Pの就籍許可審判書によれば、故Pは、自身が日本人であると認識し、実の親類を探す努力を続け、最終的には日本人として、生まれ故郷である日本に帰国したい希望があったことは確認できるものの、終戦直後の早い時期から日本への帰国を企図していたことを示す資料は見いだせない。

これらのことからすれば、審査請求人を含む故P一家がソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により引き続き残留を余儀なくされたものと認めることは困難である。

ウ なお、支援法13条及び支援法施行規則13条の2の規定に基づき処分 庁において定めた本件事務処理方針により、昭和24年12月31日ま での間に生まれた者については、一律に特別の保護を与えることとして いる結果、審査請求人の父、姉及び次兄も、一時金の支給の対象とされ ている。 これに対し、審査請求人のように昭和25年以降に出生した者については、本件事務処理方針に従って、個々の具体的な事情に基づいてソ連参戦以後の引揚困難事由の有無を判断しており、その結果、審査請求人について、その父、姉及び次兄とは異なる取扱いとなることはやむを得ないというべきである。

- エ 以上によれば、本件却下処分が違法又は不当であるとは認められない。
- 3 よって、結論記載のとおり答申する。

# 行政不服審查会 第1部会

委員市村陽 典委員小幡 純 子委員中山ひとみ